

(証券コード 7603)
2022年5月6日

株 主 各 位

東京都杉並区梅里一丁目7番7号

株式会社 **マックハウス**
取締役社長 坂 下 和 志

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2ページから3ページのご案内に従って、2022年5月24日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年5月25日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ14階 クレセントルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第32期（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |

以 上

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染予防のため、同封の議決権行使書のご返送、又はインターネット等による議決権の事前行使のご検討をお願いいたします。また本株主総会会場にてご出席される株主様は、株主総会開催日のご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

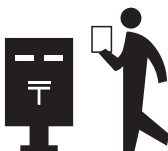
株主総会にご出席の場合



株主総会日時 **2022年5月25日(水曜日)午前10時開催**
(受付開始は、午前9時30分を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、第32回定時株主総会招集ご通知(本書)をお持ちください。

株主総会にご欠席の場合



書面(郵送)にて行使される場合

行使期限 **2022年5月24日(火曜日)午後6時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

※郵送による議決権の行使において、議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットで議決権を行使される場合



行使期限 **2022年5月24日(火曜日)午後6時まで**

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし(<https://vote.tr.mufg.jp/>)、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が不要**です。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.mac-house.co.jp/>)に、修正後の内容を掲載させていただきますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

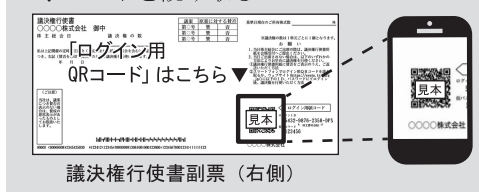
インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限 2022年5月24日(火曜日)午後6時まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

1. QRコードを読み取る



2. 画面の案内に従って賛否をご入力ください

- スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が不要です。
- 同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
- 2回目以降のログインの際は、下記のご案内に従ってログインしてください。

「ログインID」及び 「仮パスワード」を入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする
2. お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

(添付書類)

事業報告

(自 2021年3月1日)
(至 2022年2月28日)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2021年3月1日～2022年2月28日）における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による断続的な緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出により、厳しい状況が続きましたが、ワクチンの普及により景気回復への期待感が高まる中、一旦は経済活動が再開され持ち直しの動きはあるものの、変異株による感染再拡大の懸念など、経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。当社が属するカジュアルウェア業界におきましては、外出行動や消費マインドが回復傾向にあることで、商業施設など人出は戻りつつあるものの、衣料品に対する消費支出は減少しており、多様化するライフスタイルや変化するニーズへの対応が求められております。

かかる状況におきまして、当社は、「多くのお客様に信頼され、魅力あるお店づくり」をスローガンとし、感染症防止策を継続しながら、リアル店舗の客数回復を想定し、社内資格制度である「ジーンズアドバイザー」制度を「グッドスタイルアドバイザー」制度と改め、更なる接客スキルの向上を図ると同時に、新たな生活様式や価値観の変化に対応すべく、SNSなどのツールを活用し、対面接客の枠を超え、新たなお客様との接点を生み出すサービス改革に取り組みました。また、店舗DX化の一環として、全店舗と本部を繋ぐコミュニケーションツールを導入し、動画を活用して本部指示や商品情報の伝達を行うマネジメント改革と、動画化した業務マニュアルを用いた人材教育改革を行いました。

商品面においては、ナショナルブランド「Dickies（ディッキーズ）」のキッズ取り扱い開始や、アウトドアブランド「CAPTAIN STAG（キャプテン スタッグ）」では当社オリジナルデザインを採用し、メンズ・レディース・キッズのフルラインで展開するなど、ファミリーでカジュアルファッションを楽しむライフスタイルの提案を行いました。

さらに機能素材を使用した実需アイテムや話題性の高い人気アニメとのコラボ商品など、お客様の幅広いニーズへの対応や、ご要望の声が多かった大きいサイズの展開など、地域密着型の品揃えも強化いたしました。また、リサイクルコットンや使用済みペットボトル素材から作られたリサイクル繊維など環境に配慮した素材の積極利用も行いました。

販促面においては、モバイル・LINE会員様ご優待セールやSNSを活用したキャンペーンのほか、チヨダグループ内全店舗、及びECサイト間で相互送客を図り、シナジー効果を生み出す合同販促を実施するなど意欲的にプロモーションを展開し、客数の回復に努めました。また、スタッフによるコーディネート提案やWEBマガジンなどのコンテンツを充実させ、オンラインストアでも、リアル店舗同様にお買い物時間をお楽しみいただけるよう取り組みました。

これらの結果、既存店売上高は、前年同期比1.9%増、既存店客数は5.3%減、既存店客単価は7.6%増となりました。

また、当事業年度末の店舗数は、18店舗の出店、29店舗の閉鎖により、325店舗（前年同期比11店舗減）となりました。

利益面につきましては、売上高の減少に伴い、売上総利益は前年同期比90.4%となりました。

経費面におきましては、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、来店促進を行う広告活動を自粛したため、当事業年度における販売費は増加しておりますが、店舗数の減少、一般管理費の抑制により、販売費及び一般管理費は前年同期比90.9%となりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は18,155百万円（前年同期比7.9%減）となりました。また、営業損失は1,078百万円（前年同期は営業損失1,127百万円）、経常損失は887百万円（前年同期は経常損失1,100百万円）、当期純損失は1,309百万円（前年同期は当期純損失1,756百万円）となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

秋田県能代市マックハウスイオンタウン能代店をはじめ18店舗を新設し、その他、店舗の改装等を行い総額330百万円の設備投資を行いました。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第 29 期 2019年2月期	第 30 期 2020年2月期	第 31 期 2021年2月期	第 32 期 (当事業年度) 2022年2月期
売 上 高	28,009百万円	25,610百万円	19,717百万円	18,155百万円
経 常 損 失 (△)	△1,147百万円	△1,338百万円	△1,100百万円	△887百万円
当 期 純 損 失 (△)	△2,831百万円	△2,129百万円	△1,756百万円	△1,309百万円
1株当たり当期純損失(△)	△184.60円	△138.23円	△114.00円	△84.85円
純 資 産 額	10,414百万円	8,138百万円	6,228百万円	4,917百万円
1株当たり純資産額	675.67円	526.57円	402.57円	317.92円
総 資 産 額	18,950百万円	16,128百万円	13,484百万円	11,952百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
2. 第29期は、商品MDがお客様ニーズに合致していなかったことを主因とする一品単価の低下に加え、一人当たり買い上げ点数の下落などから、売上が前年実績を大きく下回りました。さらに期末において新たなMDへの変革を前提とした商品評価損を計上し、店舗の減損損失の計上、繰延税金資産の取崩しなどを行ったことから当期純損失となりました。
- 第30期は、7月の低気温及び長梅雨、記録的な暖冬など、天候要因が販売に大きく影響しました。また、滞留在庫の処分に加え、新たな滞留在庫を残さないよう適切な値下げにより積極的な売り切りを進めた結果、売上総利益率は前年を下回り、販売費を中心に経費コントロールに注力しましたが営業赤字を計上、店舗減損に加えて期末に共用資産の減損も計上して当期純損失となりました。
- 第31期は、売上高が低水準となり、売上総利益も大幅減となりましたが、売上総利益率は仕入調整、売価変更抑制により、前年を上回りました。経費面におきましては、店舗数の減少に加え、広告宣伝費削減、営業時間短縮に伴う勤務シフト調整による人件費削減、家主交渉による店舗賃料の減免等、徹底した経費コントロールを図り、販売費及び一般管理費は大幅減となりました。また、店舗及び共用資産に関して減損損失を計上し、当期純損失となりました。
- 第32期(当事業年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載したとおりであります。

(5) 商品別売上高の状況

商 品 別	前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	前年同期比
メンズトップス	5,926百万円	5,894百万円	99.5%
メンズボトムス	3,526百万円	3,407百万円	96.6%
レディーストップス	3,023百万円	3,080百万円	101.9%
レディースボトムス	2,032百万円	1,827百万円	89.9%
キ ッ ズ	2,397百万円	2,106百万円	87.8%
そ の 他	2,809百万円	1,839百万円	65.4%
合 計	19,717百万円	18,155百万円	92.1%

(注) 「その他」はインナー・レグ、雑貨等であります。

(6) 対処すべき課題

個人消費の中でも、特に衣料品に対する個人消費の減退が継続していることに加え、新型コロナウイルスの変異株による感染症再拡大の懸念など、依然として先行き不透明な状況が続くものと思われませんが、ワクチン普及などにより、景気を持ち直しが期待されます。これに対し当社では、多様化するライフスタイルや変化するお客様ニーズへ対応し、「多くのお客様にご満足していただき、信頼される店」を実現するという企業理念の下、以下の課題に取り組んでまいります。

①商品

商品の価値をお客様に実感していただける、魅力ある商品の品揃えに取り組みます。店頭起点の情報を積極的に取り入れ、暮らしに役立つ商品の企画力を高め、独自性を高めていくと同時に、気温差や店舗ロケーションを考慮した個店別対応を強化いたします。また商品企画からプロモーション、店頭販売までの連携を強化し、意思決定のスピードアップを図ることで、販売ピーク時の売上最大化や機会ロス軽減を行い、売上向上を目指してまいります。また、EC事業において、仕入体制の強化や意欲的なデジタルマーケティング推進により、多様化する消費者の購買スタイルに対応しながら、売上拡大を図ってまいります。

②店舗運営

商品の価値と魅力をお客様に伝え続けられる店舗運営に取り組めます。お客様にとって、選びやすくお買い上げいただきやすい陳列を追求し、お買い物を楽しんでいただける売場作りのほか、店舗での接客だけでなく、SNSも活用し、新たなライフスタイルに対応した着こなし提案や人気コンテンツのご紹介など、スタッフによる接客のフィールドを拡げてまいります。また、店舗演出や販売促進ツールの見直しを行い、店舗のリブランディングに取り組めます。

③店舗開発

商品の価値と魅力を高める店舗の開発に取り組みます。さまざまなロケーションや坪数に出店可能な業態の開発やMDの最適化に取り組むとともに、常に快適な空間でお買い物をしていただけるように店舗環境整備を行ってまいります。

④人材の育成と、お客様志向の風通しの良い組織の確立

商品・店舗運営・店舗開発への取り組みをより良い、より永続的なものとするためには、人材の育成が不可欠であります。デジタルツールを活用し、人材教育の効率化や業務の標準化をタイムリーに行うと同時に、従業員にとって働きがいのある会社であるよう、コミュニケーションを密接にまいります。

(7) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

当社は衣料品の小売を主たる目的としたチェーンストアとして全国的に店舗を展開しております。

(8) 主要な事業所及び店舗 (2022年2月28日現在)

- ① 本社 東京都杉並区梅里一丁目7番7号 新高円寺ツインビル
 ② 店舗

地区	都道府県名	店舗数	地区	都道府県名	店舗数		
北海道	北海道	18	近畿	三重県	7		
	東北	青森県		4	滋賀県	3	
		岩手県		8	京都府	8	
		宮城県		8	大阪府	9	
		秋田県		7	兵庫県	21	
		山形県		7	奈良県	3	
		福島県		7	和歌山県	4	
関東	茨城県	9	中国	鳥取県	1		
	栃木県	3		島根県	2		
	群馬県	6		岡山県	4		
	埼玉県	19		広島県	7		
	千葉県	15		山口県	5		
	東京都	12	四国	徳島県	2		
	神奈川県	9		香川県	2		
中部	新潟県	6	愛媛県	愛媛県	5		
	富山県	2		高知県	4		
	九州	石川県	1	福岡県	福岡県	9	
		福井県	1		佐賀県	6	
		山梨県	3		長崎県	6	
		長野県	7		熊本県	9	
		岐阜県	5		大分県	7	
		静岡県	7		宮崎県	5	
		愛知県	愛知県		21	鹿児島県	5
						沖縄県	7
		合計				325	

(9) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

人 数	前事業年度末比増減	平均年齢
277名	31名減	45歳 6ヶ月

(注) 人数には地域限定社員、当社から他社への出向者、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。なお、地域限定社員の最近1年間の平均人数は69名、パートタイマー及びアルバイトの最近1年間の平均人数は732名(1人1日8時間換算)であります。

(10) 主要な借入先 (2022年2月28日現在)

該当事項はありません。

(11) 親会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
株式会社チヨダ	東京都杉並区	6,893	靴を主とする小売	—	60.8	店舗の賃借取引

(注) 株式会社チヨダは、有価証券報告書提出会社であります。

2. 当社の株式に関する事項 (2022年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 31,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,597,638株
- (3) 株主数 13,252名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 チ ヨ ダ	9,389,880株	60.8%
マ ッ ク ハ ウ ス 共 栄 会	967,540株	6.3%
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	600,000株	3.9%
豊 島 株 式 会 社 名 古 屋 本 社	572,000株	3.7%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	164,500株	1.1%
美 濃 屋 株 式 会 社	156,402株	1.0%
マ ッ ク ハ ウ ス 従 業 員 持 株 会	72,198株	0.5%
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	58,400株	0.4%
佐 藤 正 株 式 会 社	53,340株	0.3%
株 式 会 社 ミ ュ キ	43,340株	0.3%

- (注) 1. 当社は自己株式を150,907株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2022年2月28日現在)

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2012年7月6日	2013年7月10日	2014年7月8日
新株予約権の数		20個	16個	20個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 1,600株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1円	1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2012年8月1日から 2042年7月31日まで	2013年8月1日から 2043年7月31日まで	2014年8月1日から 2044年7月31日まで
行使の条件		注1	注1	注1
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1人	新株予約権の数 16個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1人	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1人

		第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2015年7月3日	2016年7月8日	2017年7月7日
新株予約権の数		20個	21個	17個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 2,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 1,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1円	1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2015年8月1日から 2045年7月31日まで	2016年8月1日から 2046年7月31日まで	2017年8月1日から 2047年7月31日まで
行使の条件		注1	注1	注1
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1人	新株予約権の数 21個 目的となる株式数 2,100株 保有者数 1人	新株予約権の数 17個 目的となる株式数 1,700株 保有者数 1人

		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2018年7月6日	2019年9月12日
新株予約権の数		17個	16個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,700株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 1,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2018年8月1日から 2048年7月31日まで	2019年10月1日から 2049年9月30日まで
行使の条件		注1	注2
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 17個 目的となる株式数 1,700株 保有者数 1人	新株予約権の数 16個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1人

(注1) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
2. 新株予約権者が競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう)の役職員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
3. 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
4. 新株予約権者が(i)重大な法令に違反した場合、(ii)当社の定款に違反した場合又は(iii)取締役を解任された場合には行使できないものとする。
5. 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。
6. 新株予約権者が死亡した場合、上記1.に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。
7. その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注2) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
2. 新株予約権者が競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう)の役員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
3. 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
4. 新株予約権者が(i)重大な法令に違反した場合、(ii)当社の定款に違反した場合又は(iii)取締役を解任された場合には行使できないものとする。
5. 2020年2月期の当社決算について不正会計による重大な財務諸表の修正が発生した場合、又は当社のレピュテーションに重大な損害が発生した場合、新株予約権の行使の可否については、各取締役毎の責任に応じ、指名・報酬諮問委員会の決議をふまえ取締役会で決定する。
6. 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。
7. 新株予約権者が死亡した場合、上記1.に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。
8. その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2022年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	坂下和志	店舗運営部管掌
取締役会長	舟橋浩司	有限会社大知代表取締役社長、 株式会社コスモポリタン代表取締役社長
取締役	風見好男	商品部管掌
取締役	山田敏章	弁護士、石井法律事務所パートナー、 株式会社学研ホールディングス社外監査役
取締役	河西健太郎	公認会計士、税理士、 グロースエクスパートナーズ株式会社取締役、 株式会社GxP代表取締役
常勤監査役	田村守	成城キャピタルパートナーズ株式会社代表取締役
監査役	内田善昭	公認会計士、税理士、 株式会社大田花き取締役
監査役	小林茂	社会保険労務士、 こばやし経営労務研究所所長、 専門店人事研究会事務局長

- (注) 1. 取締役山田敏章、河西健太郎の両氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役田村守、監査役内田善昭、小林茂の各氏は、社外監査役であります。
3. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、取締役山田敏章氏、河西健太郎氏及び監査役内田善昭氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 取締役河西健太郎氏、監査役内田善昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役山田敏章氏が兼職している他の法人等と当社間に特別の利害関係はありません。
6. 取締役河西健太郎氏が兼職している他の法人等と当社間に特別の利害関係はありません。
7. 監査役田村守氏が兼職している他の法人等と当社間に特別の利害関係はありません。
8. 監査役内田善昭氏が兼職している他の法人等と当社間に特別の利害関係はありません。

(2) 役員の報酬等

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本的な方針を決議しております。取締役会は、取締役の個人別報酬等について、決定された報酬等の内容が当該決定に関する方針と整合していることや、社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会にて決定されていることから、当該決定に関する方針に沿うものであると判断しております。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。また、監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本的な方針は定めておりませんが、ガバナンスの強化を実現させるため、直前事業年度の業績の推移に加え、世間水準および従業員給与等とのバランスを考慮しつつ、その職責に見合う報酬を決定しております。

(a) 役員の報酬等の種類

業務執行取締役の報酬は、固定報酬（月例報酬及び年2回従業員に対する賞与と同時期に支払われる金銭報酬）、業績連動報酬及びストック・オプションにより構成し、監督機能を担い業務執行を行わない取締役および社外取締役については、その職責に鑑み、固定報酬（月例報酬）のみを支払うこととしています。また監査役に対しても、経営の監督機能を担う役割を踏まえ、業績との連動は行わず、固定報酬のみを支給しております。

(b) 役員の報酬等に関する株主総会の決議

2006年5月24日開催の第16回定時株主総会において、取締役5名について報酬限度額は年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役3名について報酬限度額は年額60百万円以内と決議しております。また、取締役の報酬額については、別枠で、2012年5月23日開催の第22回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として取締役4名につき年額200百万円以内と決議されております。

(c) 業績連動報酬等ならびにストック・オプションの内容および額または数の算定方法の決定に関する方針と当事業年度における実績

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の業績指標（KPI）の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、決算確定後に支給します。目標となる業績指標とその値は、各事業年度予算策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。当事業年度においては、営業利益をKPIとしましたが、実績が基準に満たなかったため、業績連動報酬は発生しておりません。

ストック・オプションは、株主利益と連動した報酬として、その数の算定方法の決定にあたっては、役員退職慰労金代替として導入されたという経緯もふまえ月例の固定報酬を参考とすることとし、1年に1回、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会決議により付与することとしております。当事業年度においては厳しい経営環境に鑑み、ストック・オプションの付与を行っておりません。

(d) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬諮問委員会において検討を行うこととしております。

(e)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき取締役社長 店舗運営部管掌（坂下和志）がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の月例報酬の額の決定、各取締役の担当事業の業績を踏まえた年2回従業員に対する賞与と同時期に支払われる金銭報酬の配分及び業績連動報酬の額の決定とします。決定の権限を委任した理由は、業績や個々の取締役の職務執行状況などを俯瞰的に把握しつつ評価を行うには、取締役社長が適任であると判断したためであります。取締役の報酬等の算定にあたっては、まず取締役社長が作成した素案について、社外役員が過半数を占め、社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会において、素案の報酬総額の妥当性及び個別の業務執行状況などを勘案して配分の妥当性を審議し、その結果を取締役会から授権された取締役社長に対し答申します。その答申をふまえ、最終的に取締役会から授権された取締役社長 店舗運営部管掌（坂下和志）が決定しております。また、指名・報酬諮問委員会に諮問した理由は、報酬等の決定に係る手続きの透明性及び客観性を確保しつつ、取締役の職務について評価を行うには、指名報酬諮問委員会が適していると判断したためであります。

当事業年度における当社の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会は2回、指名・報酬諮問委員会は6回開催され、構成メンバーは全員出席しています。

また、監査役の報酬等の額については、株主総会で決議された限度額の範囲内で、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の内容等を勘案し、監査役の協議により監査役会において決定しております。

(3) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

2021年5月19日開催の第31回定時株主総会において、坂下和志氏が取締役に選任され就任いたしました。また、総会後の取締役会決議を経て、取締役社長（代表取締役）に坂下和志氏、取締役会長に舟橋浩司氏がそれぞれ選任され就任いたしました。

②退任

北原久巳氏、杉浦功四郎氏及び有賀憲氏は2021年5月19日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

③当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
風見好男	取締役(商品部管掌)	取締役管理本部長	2021年5月19日

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

概要につきましては下記のとおりです。

イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員

ロ. 当該保険契約の内容の概要

被保険者がその業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った本人自身の損害等は補償対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2)	35百万円 (6)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3)	12百万円 (12)
計	11名	47百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2006年5月24日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。また、取締役の報酬額については、別枠で、2012年5月23日開催の第22回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額20百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度においてストック・オプションによる報酬は発生しておりません。
4. 当事業年度末現在の人数は取締役5名（内社外取締役2名）、監査役3名（内社外監査役3名）であります。上記人数と相違しているのは、事業年度中に取締役3名退任しているためであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	当社との関係
取締役	山田敏章	石井法律事務所	パートナー弁護士	特にありません
		㈱学研ホールディングス	社外監査役	特にありません
取締役	河西健太郎	河西健太郎公認会計士・税理士事務所	公認会計士・税理士	特にありません
		グロースエキスパートナズ㈱	取締役	特にありません
		㈱GxP	代表取締役	特にありません
監査役	田村守	成城キャピタルパートナーズ㈱	代表取締役	特にありません
監査役	内田善昭	㈱大田花き	取締役	特にありません
監査役	小林茂	こばやし経営労務研究所	所長	特にありません
		専門店人事研究会	事務局長	特にありません

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会（11回開催）		監査役会（11回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	山田敏章	11回	100%	—	—
取締役	河西健太郎	11回	100%	—	—
監査役	田村守	11回	100%	11回	100%
監査役	内田善昭	11回	100%	11回	100%
監査役	小林茂	11回	100%	11回	100%

・社外取締役の主な活動の状況

氏名	主な活動状況
山田敏章	取締役会では、弁護士としての専門知識と企業法務に関する豊富な実務経験と見識に基づき、独立性をもって客観的な観点から発言を行っております。取締役会の監督機能・意思決定機能の向上、コンプライアンス等の構築に貢献しました。
河西健太郎	取締役会では、証券業界における豊富な実務経験及び会社経験のほか、公認会計士としての経験と見識に基づき独立した客観的な観点から発言を行っております。数多くの有益な助言・提案を行い、取締役会の議論の活性化等に貢献しました。
田村守	取締役会及び監査役会では、金融分野の専門的見識と経営者としての豊富な知見に基づき、コーポレートガバナンスの分野においては、数多くの有益な助言・提案を行い、取締役会の監督機能・意思決定機能の向上、透明性の高いガバナンス体制の構築等に貢献しました。
内田善昭	取締役会及び監査役会では、公認会計士及び税理士として専門的な知識及び豊富な経験と見識に基づき、数多くの有益な助言・提案を行い、実効的な業務監査・会計監査の実施等に貢献しました。
小林茂	取締役会及び監査役会では、専門店で培われた豊富な経験及び知識並びに社会保険労務士としての専門的見地から、数多くの有益な助言・提案を行い、実効的な業務監査・会計監査の実施等に貢献しました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款と会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は取締役山田敏章氏、取締役河西健太郎氏、監査役田村守氏、監査役内田善昭氏、監査役小林茂氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程において経営上重要な機密文書として位置付けるとともに、情報漏洩防止を徹底すべく適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理を行うため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各部門担当取締役及び各部門の責任者ととともに、部門毎のリスクを体系的に管理するため、既存の規程に加え必要なリスク管理総括規程を制定する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会は、定期的に取り締役に報告を行い、全社的なリスクを総括的に管理する。平時においても、各部門においてはその有するリスクの軽減等に取り組み、有事における関連規程に基づくマニュアルやガイドラインを見直し各部門のリスク管理の改善を行う。
- ③ 取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し問題点の把握と改善に努める。
- ④ 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の緊急対策本部を別途設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部署において目標達成のために活動することとする。また、年度計画が当初の予定どおりに進捗しているかについては、毎月の予算委員会を通じて定期的にチェックするとともに必要な対策を決定し実施する。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項について全て定例取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、稟議規程、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき各部署の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとし、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

(4) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人に対し法令及び定款の遵守を徹底するため、総務部門が中心となり、コンプライアンス体制の強化を推進するとともに、取締役及び使用人が法令、定款及び諸規程等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
- ② 内部通報制度については、法令、定款及び諸規程等に違反する行為を早期に発見し是正することを目的とし、管理部門及び第三者機関を情報の受領者とするメールシステムを整備し運用を行うとともに、社長に報告される体制を構築する。
- ③ 社長直属の部署として内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、業務監査実施項目に遺漏なきよう確認し必要があれば監査方法の改訂を行う。
- ④ 内部監査室の監査により法令、定款違反その他の事由に基づき問題のある業務執行行為が発見された場合には、発見された問題の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報される体制を構築する。
- ⑤ 社会生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関わりを持たない体制を整備し、それらによる不当な要求に対して組織全体として毅然とした態度で対応する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の親会社が制定する「チヨダグループ企業倫理規程」を遵守し業務の適正を確保する。また、親会社の内部統制を推進する組織との連携体制を構築する。
- ② 当社取締役会に親会社の（子会社）担当役員が出席することにより、常に必要情報を入手し、問題点の把握と改善が図れる体制を構築する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価等については、監査役会の同意を必要とするものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがある時、違法又は不正な行為を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は監査役会に報告する。また、前述に関わらず監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、社長との定期的な意見交換会を開催し意思の疎通を図る。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に報告・説明を求めることができ、調査を必要とする場合には経理部門や内部監査室等に協力・補助を要請して監査が効率的に行える体制とする。
- ② 監査役会において重要事項について協議するほか、年1回の監査役会と会計監査人との監査報告会の開催に加え、四半期毎の会計監査人との四半期レビュー報告会を開催して、特に会計監査上の問題点につき協議する。このような体制で、監査がより実効的に行われることを確保する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、取締役会において財務報告の内部統制構築の基本的計画及び方針を定め整備及び運用する体制を確保する。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当事業年度において、全取締役及び監査役が出席する取締役会は11回開催され、各業務執行部門で収集されたリスク情報についての検討・意思決定を行っています。
- ② 常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行い、また取締役会及びその他重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを確認して、監査役会において情報を共有しております。
- ③ 内部監査室は内部監査計画に基づき内部監査を実施しております。内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、社長及び監査役に報告を行うとともに、課長以上の出席する会議において定例報告を行い、業務の適正確保に努めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,481	流動負債	4,480
現金及び預金	4,084	買掛金	1,061
売掛金	280	電子記録債務	2,430
商前払費用	3,847	ファクタリング債	114
その他の	173	未払金	74
固定資産	3,470	未払法人税等	195
有形固定資産	876	未払費用	459
建物	564	預り金	7
構築物	8	賞与引当金	39
器具備	117	ポイント引当金	2
リース資産	12	店舗閉鎖損失引当金	7
土地	173	リース債務	11
建設仮勘定	0	資産除去債務	18
無形固定資産	129	その他の	57
借地権	106	固定負債	2,553
ソフトウェア	23	退職給付引当金	1,618
投資その他の資産	2,464	転貸損失引当金	49
長期前払費用	46	長期リース債務	31
敷金及び保証金	2,416	長期預り保証金	144
その他の引当金	4	資産除去債務	666
貸倒引当金	△2	繰延税金負債	34
		繰延税金負債	8
		負債合計	7,034
		純資産の部	
		株主資本	4,910
		資本金	1,617
		資本剰余金	5,299
		資本準備金	5,299
		利益剰余金	△1,917
		利益準備金	179
		その他利益剰余金	△2,097
		固定資産圧縮積立金	26
		別途積立金	1,000
		繰越利益剰余金	△3,123
		自己株式	△88
		新株予約権	7
		純資産合計	4,917
資産合計	11,952	負債及び純資産合計	11,952

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年3月1日
至 2022年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		18,155
売上原価		9,456
売上総利益		8,698
販売費及び一般管理費		9,777
営業損失		1,078
営業外収益		
受取利息及び配当金	1	
受取家賃	292	
受取手数料	18	
転貸損失引当金戻入益	66	
その他	75	454
営業外費用		
支払利息	1	
店舗賃貸費用	258	
その他	3	262
経常損失		887
特別利益		
受取違約金	15	15
特別損失		
固定資産除却損	0	
店舗解約に伴う損失金	6	
減損損失	283	290
税引前当期純損失		1,162
法人税、住民税及び事業税	149	
法人税等調整額	△2	147
当期純損失		1,309

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年3月1日
至 2022年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2021年3月1日残高	1,617	5,299	5,299
事業年度中の変動額			
自己株式の取得	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-
自己株式処分差損の振替	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-
当期純損失(△)	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-
2022年2月28日残高	1,617	5,299	5,299

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利益剰余金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
固定資産 圧縮積立金		別途積立金	繰越利益 剰余金		
2021年3月1日残高	179	27	1,000	△1,809	△602
事業年度中の変動額					
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-
自己株式処分差損の振替	-	-	-	△4	△4
固定資産圧縮積立金の取崩	-	△0	-	0	-
当期純損失(△)	-	-	-	△1,309	△1,309
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	△0	-	△1,314	△1,314
2022年2月28日残高	179	26	1,000	△3,123	△1,917

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2021年3月1日残高	△113	6,201	0	0	26	6,228
事業年度中の変動額						
自己株式の取得	△0	△0	—	—	—	△0
自己株式の処分	24	24	—	—	—	24
自己株式処分差損の振替	—	△4	—	—	—	△4
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	△1,309	—	—	—	△1,309
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△0	△0	△19	△19
事業年度中の変動額合計	24	△1,290	△0	△0	△19	△1,310
2022年2月28日残高	△88	4,910	—	—	7	4,917

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

商 品…… 総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…… 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 5～34年、構築物10～20年、器具備品 5～8年、
車両運搬具 6年

無形固定資産…… 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用
(リース資産を除く) 可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

長期前払費用…… 均等償却しております。

リース資産…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用
しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については
貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込
額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

ポイント引当金…… 販売促進を目的として、会員顧客に付与したポイントの将来
の利用に備えるため、当事業年度末の未使用残高に対して、将来の使用見込みに基づく所要額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

転貸損失引当金……店舗閉店に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、転貸を決定した店舗について、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失額を見積計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・商品輸入による外貨建営業債務及び外貨建予定取引

3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

4) 有効性の評価方法

振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 商品の評価

(a) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	3,847百万円
商品の簿価の切り下げ額	133百万円

(b) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、投入から一定期間経過した商品については、期間の経過とともに収益性が低下するとの仮定に基づき、一定の評価ルールに従い帳簿価額を切り下げております。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の販売実績等が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

(a) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形・無形固定資産	1,005百万円
うち、店舗固定資産	730百万円
減損損失	283百万円

(b) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、店舗の減損の兆候を把握するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す単位として店舗をグルーピングの最小単位とし、各店舗の営業損益が継続してマイナスとなる場合等に、減損の兆候があると判断しております。減損の兆候があると判断した店舗については、割引前将来キャッシュ・フローの総額と各店舗の固定資産の帳簿価額の比較により減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を当期の減損損失として計上しております。

なお、当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の回収可能価額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

①概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務に充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

②適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

5. 追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大が当社の業績に与える影響について、当事業年度末以降緩やかに回復するという想定に基づき、固定資産の減損損失の計上要否の判断について会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルスの変異株による感染症再拡大の懸念など、経済の先行きは依然として不透明であり、今後の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2百万円
長期金銭債権	17百万円
短期金銭債務	1百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,069百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入	一百万円
営業費用	27百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	15,597,638	—	—	15,597,638
自己株式				
普通株式(株)	192,494	13	41,600	150,907

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 13株
 ストック・オプションの行使に伴う自己株式処分による減少 41,600株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(3) 新株予約権に関する事項

当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

 普通株式 14,700株

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品評価損	39百万円
賞与引当金	11百万円
未払事業税	14百万円
店舗閉鎖損失引当金	2百万円
ポイント引当金	0百万円
退職給付引当金	495百万円
転貸損失引当金	15百万円
減価償却超過額	320百万円
資産除去債務	204百万円
繰越欠損金	1,896百万円
その他	78百万円
繰延税金資産小計	3,078百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,896百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,182百万円
評価性引当額小計	△3,078百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△11百万円
資産除去債務に対応する有形固定資産	△20百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△34百万円
繰延税金負債の純額	△34百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった 主要な項目別内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産 主として、店舗におけるPOSレジ（ソフトウェア）であります。

(2) リース資産の減価償却方法

個別注記表の1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	当事業年度 (2022年2月28日)
1年内	127
1年超	109
合計	236

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資産運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、ファクタリング債務、電子記録債務はそのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1)信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権、敷金及び保証金について、担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2)市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建金銭債権債務等の為替の変動リスクに関しては、外貨建営業取引に係る輸入取引の範囲内でデリバティブ取引(為替予約)を利用することによりヘッジしております。デリバティブ取引の実行及び管理は財務・経理部門で行っておりますが、担当役員の承認を得たうえで実行しております。また、財務・経理部門において、銀行に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。なお、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

3)資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。該当価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,084	4,084	—
(2) 売掛金	280	280	—
(3) 敷金及び保証金	2,416	2,421	4
資産計	6,781	6,785	4
(1) 買掛金	1,061	1,061	—
(2) ファクタリング債務	114	114	—
(3) 電子記録債務	2,430	2,430	—
(4) リース債務	42	42	—
(5) 未払費用	459	459	—
(6) 未払法人税等	195	195	—
(7) 長期預り保証金	144	144	△0
負債計	4,448	4,448	△0

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金 (2) ファクタリング債務 (3) 電子記録債務 (5) 未払費用
(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) リース債務 (7) 長期預り保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
該当事項はありません。

- 12. 賃貸等不動産に関する注記
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- 13. 持分法損益等に関する注記
該当事項はありません。

14. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 当社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

親会社及び法人主要株主等との取引については、金額的重要性がないため、記載を省略しております。

(2) 当社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 当社と同一の親会社をもつ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

15. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 317円92銭

(2) 1株当たり当期純損失 84円85銭

16. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

17. その他の注記

(1)退職給付会計

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職給付制度について退職一時金制度を採用しております。

2 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,641百万円
勤務費用	91百万円
利息費用	8百万円
数理計算上の差異の発生額	28百万円
退職給付の支払額	△143百万円
退職給付債務の期末残高	1,626百万円

②退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,626百万円
未積立退職給付債務	1,626百万円
未認識数理計算上の差異	△7百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,618百万円

退職給付引当金	1,618百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,618百万円

③退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	91百万円
利息費用	8百万円
数理計算上の差異の費用処理額	2百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	101百万円

④数理計算上の計算の基礎に関する事項

当事業年度における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	0.5%
-------------------------------	------

3 確定拠出制度

該当事項はありません。

(2) 減損損失に係る事項

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失
店舗	建物、構築物、器具備品、リース資産、長期前払費用	埼玉県他	246百万円
共用資産	建物、車両運搬具、器具備品、リース資産、ソフトウェア	東京都他	37百万円

当社は、店舗をグルーピングの最小単位としており、本部設備等を共用資産としております。

当事業年度において、継続的に営業損失を計上している資産グループにつきまして帳簿価額を回収可能価額まで減額し、283百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

その内訳は以下のとおりであります。

種類	金額 (百万円)
建物	163
構築物	2
車両運搬具	0
器具備品	54
リース資産	24
長期前払費用	10
ソフトウェア	27
合計	283

なお、資産グループの回収可能価額は、路線価等に基づき算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年4月18日

株式会社 マックハウス
取締役会 御 中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴 見 寛 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 塚 清 憲 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マックハウスの2021年3月1日から2022年2月28日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月22日

株式会社マックハウス監査役会

常勤監査役(社外監査役)	田村	守	Ⓞ
社外監査役	内田	善昭	Ⓞ
社外監査役	小林	茂	Ⓞ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

2022年2月期における損失計上に伴い発生する欠損のてん補を行うとともに、今後の資本政策の機動性を確保するため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき資本金、資本準備金及び利益準備金の額をそれぞれ減少し、これらの減少額をそれぞれ振替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振替えたいと存じます。

なお、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分は、いずれも当社貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、株主様のご所有株式数や1株当たり純資産の変動は生じません。

1. 資本金の額の減少

2022年2月28日現在の資本金の額1,617,850,000円のうち1,517,850,000円を減少し、減少後の資本金を100,000,000円とします。

2. 資本準備金の額の減少

2022年2月28日現在の資本準備金5,299,651,693円全額を減少し、減少額全額をその他資本剰余金へ振り替えることといたします。

3. 利益準備金の額の減少

2022年2月28日現在の利益準備金179,339,000円全額を減少し、減少額全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

4. 別途積立金の額の減少

2022年2月28日現在の別途積立金1,000,000,000円全額を減少し、減少額全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

5. その他資本剰余金の処分

上記の資本金及び資本準備金の額の減少に伴い増加したその他資本剰余金6,817,501,693円のうち1,917,772,991円を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損（繰越欠損金）をてん補することといたします。

なお、剰余金の処分後のその他資本剰余金は4,899,728,702円となります。

剰余金処分後の純資産の部

(単位：円)

	2022年2月末	増減	効力発生後 (見込)
株主資本	4,910,865,673	0	4,910,865,673
資本金	1,617,850,000	△1,517,850,000	100,000,000
資本剰余金	5,299,651,693	△399,922,991	4,899,728,702
資本準備金	5,299,651,693	△5,299,651,693	0
その他資本剰余金	0	+6,817,501,693 △1,917,772,991	4,899,728,702
利益剰余金	△1,917,772,991	+1,917,772,991	0
利益準備金	179,339,000	△179,339,000	0
その他利益剰余金	△2,097,111,991	+2,097,111,991	0
固定資産圧縮積立金	26,758,856	0	26,758,856
別途積立金	1,000,000,000	△1,000,000,000	0
繰越利益剰余金	△3,123,870,847	+3,097,111,991	△26,758,856
自己株式	△88,863,029	0	△88,863,029
新株予約権	7,097,400	0	7,097,400
純資産合計	4,917,963,073	0	4,917,963,073

※ 上記表には、本件以外の2023年2月期の期中変動額は含まれておりません。

6. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第14条 (電子提供措置等)</p> <p>1. 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第14条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	(さかした かずし) 坂下 和志 (1965年4月5日生)	1988年4月 大和ハウス工業(株)入社 1998年4月 当社入社 2017年4月 当社店舗開発部長 2019年4月 当社店舗開発本部長 2019年6月 当社執行役員店舗開発本部長 2021年5月 当社代表取締役社長 店舗運営部掌管（現任） (取締役候補者とした理由) 坂下和志氏は、取締役会にて決議事項や報告事項について適切な説明を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。前職での流通店舗事業に従事した豊富な経験および知識を有していることに加え、当社代表取締役社長就任以降、経営課題に対し、迅速かつ柔軟な意思決定を行い、企業を牽引してまいりました。 同氏の見識と的確な判断力は、当社の持続的成長、企業価値向上に資することが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。	1,900株
2	(ふなはし こうじ) 舟橋 浩司 (1962年5月22日生)	1985年4月 (株)博報堂入社 1990年6月 (株)チヨダ入社 1999年5月 (株)チヨダ取締役 2001年5月 当社常務取締役営業部長 2003年5月 当社専務取締役営業本部長 2009年5月 当社取締役社長（代表取締役） 2013年4月 (株)大知代表取締役社長（現任） 2013年5月 (株)チヨダ代表取締役社長 2016年8月 (株)コスモポリタン代表取締役社長（現任） 2019年3月 (株)チヨダ代表取締役社長退任 2020年5月 当社取締役相談役 2021年5月 当社取締役会長（現任） (取締役候補者とした理由) 舟橋浩司氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と知識を有しており、チヨダグループの中長期的な企業価値の向上、当社の持続的成長の実現のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	3,520株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	(やまだ としあき) 山田 敏章 (1961年4月9日生)	1988年4月 弁護士登録 石井法律事務所入所 1994年1月 弁護士登録 (米国ニューヨーク州) 1998年4月 石井法律事務所パートナー (現任) 2015年12月 ㈱学研ホールディングス社外監査役 (現任) 2016年5月 当社取締役 (現任) (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 山田敏章氏は、弁護士としての専門知識と企業法務に関する豊富な実務経験を有し、当社の論理にとらわれず独立性をもって経営を監視していただいております、その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。	0株
4	(かさい けんたろう) 河西 健太郎 (1963年6月18日生)	1987年4月 野村證券㈱入社 1997年7月 ディー・ブレイン証券㈱設立 取締役 1999年7月 ㈱エーティーエルシステムズ取締役 2018年1月 河西健太郎公認会計士・税理士事務所開設 (現任) 2018年2月 グロスエキスパートナイズ㈱取締役 (現任) 2018年11月 ㈱GxP設立 代表取締役 (現任) 2020年5月 当社取締役 (現任) (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 河西健太郎氏は、証券業界における豊富な実務経験及び、会社経営経験のほか、公認会計士として専門的な知識及び経験を有しており、その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。	0株
5	新任 (さたきみのる) 佐滝 実 (1964年9月14日生)	1999年11月 当社入社 2007年6月 当社経営企画室長 2010年3月 当社業務改革室長 2021年5月 当社執行役員管理部長 (現任) (取締役候補者とした理由) 佐滝実氏は、経営企画、業務改革などの業務経験に基づく総合的な見識を有しており、2021年より管理部長として経理、人事総務、経営企画部門を統括しております。豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役候補者としていたしました。	1,440株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> (あだち くにひろ) 安立 邦広 (1970年1月4日生)	1994年11月 当社入社 2007年3月 当社営業部スーパーバイザー 2013年5月 当社マーケティング室課長 2013年6月 ㈱チヨダ転籍 2019年4月 ㈱チヨダ コミュニケーション統括部次長 2021年6月 ㈱チヨダ マーケティング部長兼EC事業室長 (現任) (取締役候補者とした理由) 安立邦広氏は、当社の営業、マーケティングの業務経験に基づく専門的な知見を有しており、親会社である㈱チヨダに転籍後もマーケティング、EC事業などの部門を統括し、経営全般に関する見識も高め、当社の経営にも反映していただけると判断し、取締役候補者いたしました。	420株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 舟橋浩司氏の過去10年間での当社の親会社である㈱チヨダにおける業務執行者としての地位及び担当については、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況に記載の通りであります。
3. 安立邦広氏の過去10年間での当社の親会社である㈱チヨダにおける業務執行者としての地位及び担当については、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況に記載の通りであります。
4. 山田敏章氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年であります。
5. 河西健太郎氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
6. 当社は、山田敏章氏及び河西健太郎氏との間で、当社定款と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。山田敏章氏及び河西健太郎氏の再任が承認された場合、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

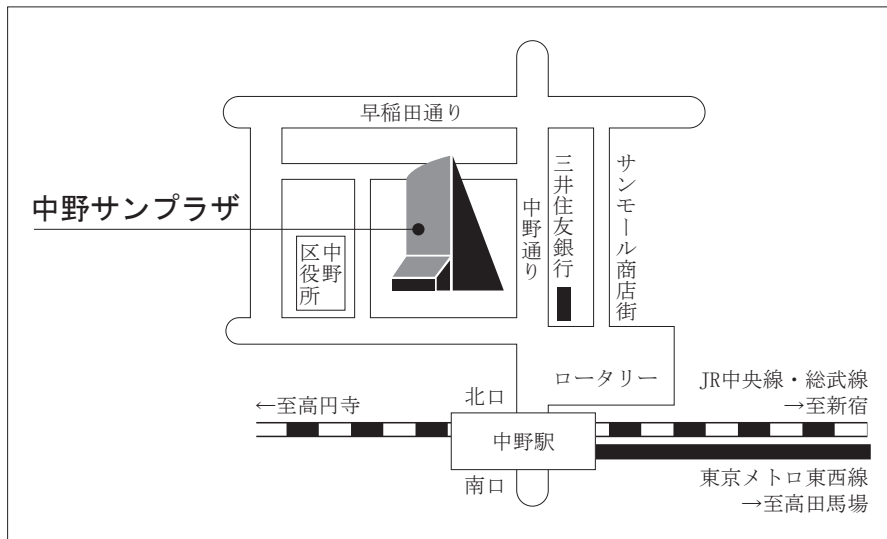
株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ14階 クレセントルーム
交通機関 中野駅（JR中央線・総武線・地下鉄東西線）北口より徒歩約1分

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染予防のため、同封の議決権行使書のご返送、又はインターネット等による議決権の事前行使のご検討をお願いいたします。また本株主総会会場にてご出席される株主様は、株主総会開催日のご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



◎お車でのお来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。